

# 第 2CB オープン

追加型株式投資信託／転換社債型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

2007. 12

**野村アセットマネジメント**

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

## － 目次 －

第 1 【ファンドの沿革】	.....	1
第 2 【手続等】	.....	1
1 【申込(販売)手続等】	.....	1
2 【換金(解約)手続等】	.....	1
第 3 【管理及び運営】	.....	3
1 【資産管理等の概要】	.....	3
(1) 【資産の評価】	.....	3
(2) 【保管】	.....	3
(3) 【信託期間】	.....	3
(4) 【計算期間】	.....	3
(5) 【その他】	.....	3
2 【受益者の権利等】	.....	5
第 4 【ファンドの経理状況】	.....	6
1 【財務諸表】	.....	9
2 【ファンドの現況】	.....	20
【純資産額計算書】	.....	20
第 5 【設定及び解約の実績】	.....	20

この目論見書により行なう第 2CB オープンの受益証券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 7 月 6 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 7 月 7 日にその効力が生じております。

# 第1【ファンドの沿革】

昭和63年4月15日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## 第2【手続等】

### 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1口以上1口単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

取得申込日の基準価額に2.1%(税抜2.0%)以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

### 2【換金(解約)手続等】

#### (a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込みの受付日の基準価額から、所得税および地方税(基準価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の10%)を差し引いた金額となります。

※ 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限\*を設ける場合があります。

※ 受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日の場合は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものに制限する場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

買取請求の受け付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、買取請求のお申込みが行われかつ、その買取請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

受益権の買取価額は買取申込みの受付日の基準価額とします。

ただし、受益権の管理方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用とならない場合があります。

また、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取り扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える買取りは行なえません。

また、大口の買取りについて、1日1件10億円以下の金額であっても、大口解約の制限に準じて、別途、制限を設ける場合があります(詳しくは前記(a)信託の一部解約(解約請求制)をご参照ください。)

買取代金は、原則として買取申込みの受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### ＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法\*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

※ 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
転換社債等	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

##### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

平成20年4月14日までとします(昭和63年4月15日設定)。

##### (4)【計算期間】

原則として毎年4月15日から翌年4月14日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成20年4月14日とします。

##### (5)【その他】

###### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の10分の1を下回る場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

###### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うこと

が困難な場合には適用しません。

- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

上記の内容は、平成20年7月1日適用で、以下のように変更される予定です。

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ① 収益分配金に対する請求権

#### ■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

#### ■収益分配金請求権の失効■

受益者が収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### ② 償還金に対する請求権

#### ■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

#### ■償還金請求権の失効■

受益者が、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

### ③ 換金(解約)請求権

#### ■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

#### ■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## 第4 【ファンドの経理状況】

### 第2CB オープン

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。  
なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第18期計算期間(平成17年4月15日から平成18年4月14日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第19期計算期間(平成18年4月15日から平成19年4月16日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。  
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
  
- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第18期計算期間(平成17年4月15日から平成18年4月14日まで)および第19期計算期間(平成18年4月15日から平成19年4月16日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

平成18年6月12日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士

高尾 幸治



代表社員  
業務執行社員 公認会計士

英 公一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第2CBオープンの平成17年4月15日から平成18年4月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第2CBオープンの平成18年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月8日


野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士

高尾幸治 

代表社員  
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第2CBオープンの平成18年4月15日から平成19年4月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第2CBオープンの平成19年4月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 1【財務諸表】

## 第2CBオープン

## (1)【貸借対照表】

期別	第18期 平成18年4月14日現在	第19期 平成19年4月16日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	142,394,207	94,957,396
社債券	2,839,079,500	2,135,437,000
未収入金	17,620,000	13,030,000
未収利息	2,475,201	2,268,355
前払費用	88,028	—
流動資産合計	3,001,656,936	2,245,692,751
資産合計	3,001,656,936	2,245,692,751
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	38,006,100	17,334,000
未払解約金	—	580,850
未払受託者報酬	837,742	597,862
未払委託者報酬	9,202,728	6,217,588
その他未払費用	33,448	23,849
流動負債合計	48,080,018	24,754,149
負債合計	48,080,018	24,754,149
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	2,533,740,000	1,926,000,000
剰余金		
期末剰余金	419,836,918	294,938,602
(分配準備積立金)	(629,108,788)	(463,338,766)
純資産合計	2,953,576,918	2,220,938,602
負債・純資産合計	3,001,656,936	2,245,692,751

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第 18 期	第 19 期
		自 平成 17 年 4 月 15 日 至 平成 18 年 4 月 14 日	自 平成 18 年 4 月 15 日 至 平成 19 年 4 月 16 日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		24,581,216	18,112,927
有価証券売買等損益		1,055,347,297	△45,033,627
営業収益合計		1,079,928,513	△26,920,700
営業費用			
受託者報酬		1,755,908	1,292,056
委託者報酬		18,798,259	13,437,135
その他費用		70,111	51,556
営業費用合計		20,624,278	14,780,747
営業利益金額又は営業損失金額(△)		1,059,304,235	△41,701,447
経常利益金額又は経常損失金額(△)		1,059,304,235	△41,701,447
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)		1,059,304,235	△41,701,447
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		255,481,858	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	34,837,328
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△564,501,801	419,836,918
剰余金増加額又は欠損金減少額		219,991,134	—
当期一部解約に伴う欠損金減少額		219,991,134	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,468,692	100,700,197
当期一部解約に伴う剰余金減少額		—	100,700,197
当期追加信託に伴う欠損金増加額		1,468,692	—
分配金		38,006,100	17,334,000
期末剰余金		419,836,918	294,938,602

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 18 期 自 平成 17 年 4 月 15 日 至 平成 18 年 4 月 14 日	第 19 期 自 平成 18 年 4 月 15 日 至 平成 19 年 4 月 16 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 社債券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	(1) 社債券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 表示		平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成 17 年 4 月 15 日から平成 18 年 4 月 14 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成 18 年 4 月 15 日から平成 19 年 4 月 16 日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第 18 期 平成 18 年 4 月 14 日現在	第 19 期 平成 19 年 4 月 16 日現在
		1 計算期間の末日における受益権の総数 192,600 口
1 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額	11,657 円	2 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 11,531 円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 平成17年4月15日 至 平成18年4月14日			第19期 自 平成18年4月15日 至 平成19年4月16日																																																														
1 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)		1,755,908 円	1 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)		1,292,056 円																																																												
2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 920,278,049 円 (1口当たり 3,632 円)のうち、38,006,100 円 (1口当たり 150 円)を分配金額としております。			2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 673,113,350 円 (1口当たり 3,494 円)のうち、17,334,000 円 (1口当たり 90 円)を分配金額としております。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>18,324,392 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>325,897,197 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>253,163,161 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>322,893,299 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A+B+C+D</td><td>920,278,049 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>253,374 口</td></tr> <tr><td>1口当たり収益分配対象額</td><td>G = E/F</td><td>3,632 円</td></tr> <tr><td>1口当たり分配金額</td><td>H</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>収益分配金額</td><td>I = F × H</td><td>38,006,100 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	18,324,392 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	325,897,197 円	収益調整金額	C	253,163,161 円	分配準備積立金額	D	322,893,299 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	920,278,049 円	当ファンドの期末残存口数	F	253,374 口	1口当たり収益分配対象額	G = E/F	3,632 円	1口当たり分配金額	H	150 円	収益分配金額	I = F × H	38,006,100 円	<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,459,176 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>192,440,584 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>478,213,590 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A+B+C+D</td><td>673,113,350 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>192,600 口</td></tr> <tr><td>1口当たり収益分配対象額</td><td>G = E/F</td><td>3,494 円</td></tr> <tr><td>1口当たり分配金額</td><td>H</td><td>90 円</td></tr> <tr><td>収益分配金額</td><td>I = F × H</td><td>17,334,000 円</td></tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,459,176 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	192,440,584 円	分配準備積立金額	D	478,213,590 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	673,113,350 円	当ファンドの期末残存口数	F	192,600 口	1口当たり収益分配対象額	G = E/F	3,494 円	1口当たり分配金額	H	90 円	収益分配金額	I = F × H	17,334,000 円
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	18,324,392 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	325,897,197 円																																																															
収益調整金額	C	253,163,161 円																																																															
分配準備積立金額	D	322,893,299 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	920,278,049 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	253,374 口																																																															
1口当たり収益分配対象額	G = E/F	3,632 円																																																															
1口当たり分配金額	H	150 円																																																															
収益分配金額	I = F × H	38,006,100 円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	2,459,176 円																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																															
収益調整金額	C	192,440,584 円																																																															
分配準備積立金額	D	478,213,590 円																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	673,113,350 円																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	192,600 口																																																															
1口当たり収益分配対象額	G = E/F	3,494 円																																																															
1口当たり分配金額	H	90 円																																																															
収益分配金額	I = F × H	17,334,000 円																																																															

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第18期 自 平成17年4月15日 至 平成18年4月14日		第19期 自 平成18年4月15日 至 平成19年4月16日	
期首元本額	4,110,720,000 円	期首元本額	2,533,740,000 円
期中追加設定元本額	31,880,000 円	期中追加設定元本額	— 円
期中一部解約元本額	1,608,860,000 円	期中一部解約元本額	607,740,000 円

## 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第18期 自 平成17年4月15日 至 平成18年4月14日		第19期 自 平成18年4月15日 至 平成19年4月16日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
社債券	2,839,079,500	641,088,872	2,135,437,000	△45,677,751
合計	2,839,079,500	641,088,872	2,135,437,000	△45,677,751

## 3 デリバティブ取引関係

第18期(自 平成17年4月15日 至 平成18年4月14日)

該当事項はございません。

第19期(自 平成18年4月15日 至 平成19年4月16日)

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式 (平成19年4月16日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成19年4月16日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	第3回 大明電話工業 転換社債	90,000,000	107,145,000	
	第3回 サッポロビール 転換社債	63,000,000	66,213,000	
	第2回 キッセイ薬品工業 転換社債	41,000,000	44,280,000	
	第6回 東洋インキ製造 転換社債	60,000,000	64,500,000	
	第5回 旭硝子 転換社債	90,000,000	142,200,000	
	第4回 東陶機器 転換社債	90,000,000	93,150,000	
	第5回 愛知製鋼 転換社債型新株予約権付社債	80,000,000	78,640,000	
	第6回 住友電気工業 転換社債	80,000,000	113,200,000	
	第5回 住友精密工業 転換社債型新株予約権付社債	27,000,000	28,485,000	
	第1回 日本トムソン 転換社債	50,000,000	60,025,000	
	第10回 日本電気 転換社債	110,000,000	109,450,000	
	第20回 シャープ 転換社債型新株予約権付社債	75,000,000	83,625,000	
	第3回 浜松ホトニクス 転換社債	40,000,000	51,780,000	
	第2回 太陽誘電 転換社債	40,000,000	81,200,000	
	第8回 川崎重工 転換社債	40,000,000	42,380,000	
	第3回 スズキ 転換社債	80,000,000	124,960,000	
	第3回 ニフコ 転換社債	45,000,000	81,045,000	
	第6回 三井物産 転換社債	50,000,000	120,000,000	
	第9回 丸井 転換社債	90,000,000	98,775,000	
	第5回 平和堂 転換社債型新株予約権付社債	44,000,000	45,386,000	
	第2回 福岡銀行 転換社債	30,000,000	59,466,000	
	第1回 京都銀行劣後特約付 転換社債	60,000,000	132,300,000	
	第6回 近畿日本鉄道 転換社債	77,000,000	77,462,000	
	第7回 ヤマト運輸 転換社債	70,000,000	109,200,000	
	第5回 カブコン 転換社債	54,000,000	55,080,000	
	第7回 C S Kホールディングス 転換社債型新株予約権付社債	60,000,000	65,490,000	
社債券計	銘柄数：26	1,636,000,000	2,135,437,000	
	組入時価比率：96.2%		100%	
合計			2,135,437,000	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 中間財務諸表について

### 第 2CB オープン

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成 19 年 8 月 15 日付内閣府令第 65 号により改正されておりますが、第 19 期中間計算期間(平成 18 年 4 月 15 日から平成 18 年 10 月 14 日まで)については改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第 20 期中間計算期間(平成 19 年 4 月 17 日から平成 19 年 10 月 16 日まで)については改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成 19 年 8 月 9 日付内閣府令第 61 号により改正されておりますが、第 19 期中間計算期間(平成 18 年 4 月 15 日から平成 18 年 10 月 14 日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第 20 期中間計算期間(平成 19 年 4 月 17 日から平成 19 年 10 月 16 日まで)については同内閣府令附則第 3 条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第 19 期中間計算期間(平成 18 年 4 月 15 日から平成 18 年 10 月 14 日まで)の中間財務諸表については、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 20 期中間計算期間(平成 19 年 4 月 17 日から平成 19 年 10 月 16 日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、新日本監査法人による中間監査を受けております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 11 月 27 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御 中

## 新日本監査法人

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

高尾 幸治



代表社員 公認会計士  
業務執行社員

英 公一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第2CBオープンの平成18年4月15日から平成18年10月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、第2CBオープンの平成18年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成18年4月15日から平成18年10月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 11 月 22 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員

公認会計士

高尾幸治



代表社員  
業務執行社員

公認会計士

英 公一



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第2CBオープン of 平成19年4月17日から平成19年10月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、第2CBオープン of 平成19年10月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成19年4月17日から平成19年10月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第2CB オープン

(1) 【中間貸借対照表】

期別	第19期中間計算期間末 平成18年10月14日現在	第20期中間計算期間末 平成19年10月16日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	128,444,905	93,366,859
社債券	2,249,640,000	1,885,123,500
未収利息	2,039,677	1,690,053
差入委託証拠金	15,375,000	—
流動資産合計	2,395,499,582	1,980,180,412
資産合計	2,395,499,582	1,980,180,412
負債の部		
流動負債		
未払金	15,375,000	10,450,000
未払解約金	1,122,470	—
未払受託者報酬	683,962	2,831
未払委託者報酬	7,113,137	29,443
その他未払費用	27,298	113
流動負債合計	24,321,867	10,482,387
負債合計	24,321,867	10,482,387
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	2,174,030,000	1,698,120,000
剰余金		
中間剰余金	197,147,715	271,578,025
(分配準備積立金)	(539,797,125)	(408,517,188)
純資産合計	2,371,177,715	1,969,698,025
負債・純資産合計	2,395,499,582	1,980,180,412

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

期別	第19期中間計算期間 自平成18年4月15日 至平成18年10月14日	第20期中間計算期間 自平成19年4月17日 至平成19年10月16日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	9,581,133	7,628,180
有価証券売買等損益	△187,957,259	7,023,500
営業収益合計	△178,376,126	14,651,680
営業費用		
受託者報酬	683,962	554,098
委託者報酬	7,113,137	5,762,512
その他費用	27,298	22,094
営業費用合計	7,824,397	6,338,704
営業利益金額又は営業損失金額(△)	△186,200,523	8,312,976
経常利益金額又は経常損失金額(△)	△186,200,523	8,312,976
中間純利益金額又は中間純損失金額(△)	△186,200,523	8,312,976
一部解約に伴う中間純損失金額分配額	23,113,632	3,223,158
期首剰余金	419,836,918	294,938,602
剰余金増加額	—	—
剰余金減少額	59,602,312	34,896,711
当中間期一部解約に伴う剰余金減少額	59,602,312	34,896,711
分配金	—	—
中間剰余金	197,147,715	271,578,025

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 19 期中間計算期間 自 平成 18 年 4 月 15 日 至 平成 18 年 10 月 14 日	第 20 期中間計算期間 自 平成 19 年 4 月 17 日 至 平成 19 年 10 月 16 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 社債券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	(1) 社債券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 表示	平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1) 中間貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2) 中間損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び中間純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び中間純損益金額としております。	
4 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成 18 年 4 月 15 日から平成 19 年 4 月 16 日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成 18 年 4 月 15 日から平成 18 年 10 月 14 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成 19 年 4 月 17 日から平成 20 年 4 月 14 日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成 19 年 4 月 17 日から平成 19 年 10 月 16 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第 19 期中間計算期間末 平成 18 年 10 月 14 日現在	第 20 期中間計算期間末 平成 19 年 10 月 16 日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数 217,403 口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 169,812 口
2 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産 の額 1 口当たり純資産額 10,907 円	2 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産 の額 1 口当たり純資産額 11,599 円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 19 期中間計算期間 自 平成 18 年 4 月 15 日 至 平成 18 年 10 月 14 日	第 20 期中間計算期間 自 平成 19 年 4 月 17 日 至 平成 19 年 10 月 16 日
1 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 683,962 円	1 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 554,098 円

(その他の注記)

1 元本の移動

第 19 期中間計算期間 自 平成 18 年 4 月 15 日 至 平成 18 年 10 月 14 日	第 20 期中間計算期間 自 平成 19 年 4 月 17 日 至 平成 19 年 10 月 16 日
期首元本額 2,533,740,000 円	期首元本額 1,926,000,000 円
期中追加設定元本額 — 円	期中追加設定元本額 — 円
期中一部解約元本額 359,710,000 円	期中一部解約元本額 227,880,000 円

2 売買目的有価証券の中間貸借対照表計上額等

第 19 期中間計算期間(自 平成 18 年 4 月 15 日 至 平成 18 年 10 月 14 日)

該当事項はございません。

第 20 期中間計算期間(自 平成 19 年 4 月 17 日 至 平成 19 年 10 月 16 日)

該当事項はございません。

3 デリバティブ取引関係

第 19 期中間計算期間末(平成 18 年 10 月 14 日現在)

該当事項はございません。

第 20 期中間計算期間末(平成 19 年 10 月 16 日現在)

該当事項はございません。

## 2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成19年10月31日現在

I 資産総額	1,962,724,756 円
II 負債総額	6,311,335 円
III 純資産総額(I - II)	1,956,413,421 円
IV 発行済み口数	169,162 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	11,565 円

## 第5 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第10期	22,611	439,335	1,852,586
第11期	34,441	281,948	1,605,079
第12期	75,857	989,255	691,681
第13期	77,655	156,370	612,966
第14期	114,715	111,673	616,008
第15期	21,814	55,406	582,416
第16期	5,763	111,309	476,870
第17期	14	65,812	411,072
第18期	3,188	160,886	253,374
第19期	—	60,774	192,600
第20期(中間期)	—	22,788	169,812

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

